

有限会社 福永メディカル・サービス行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図るとともに、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日

2. 内容

【次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画】

目標 「子の看護休暇」制度の充実を図る。

子の対象年齢を小学校3年次が終了するまでとする。

半日または時間単位（取得の弾力化）での取得を認める。

<対策>

- 令和2年4月～子の看護休暇の取得状況の現状を把握する。
- 令和2年5月～社員への周知及び子の看護休暇対象者となる若手社員の積極的募集を検討する。
- 令和2年6月～年度ごとに取得実績を掲示する。

目標 将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指す。

制度の内容について社員への周知を図り、取得しやすい職場環境を醸成する。

社員への啓蒙と互換性のある職場づくりを進める。

<対策>

- 令和6年6月～やまぐち“とも×いく”応援企業の登録を受ける。
- 令和6年7月～制度に関するパンフレットや研修等を通じ、周知を図るとともに育休取得に向けた理解の促進を図る。
- 令和6年9月～職場ごとに休業者の業務カバーリング体制について検討する。（代務要員の確保、業務体制の見直し、複数担当制など）

【女性活躍推進法に基づく行動計画】

目標 年次有給休暇の平均取得率を 55%以上とする。

有給休暇取得促進策として導入した「アニバーサリー休暇」の定着を図る。
社員への啓蒙と互換性のある職場づくりを進める。

<対策>

- 令和 2 年 4 月～年次有給休暇の取得状況について実態を把握する。
- 令和 2 年 4 月～社員の「アニバーサリー休暇」取得予定を職場ごとで決定する。
- 令和 2 年 5 月～職場ごとの適正人員及び社員採用計画を検討する。
- 令和 2 年 5 月～社員研修や資格取得支援の充実について検討する。
- 令和 2 年 7 月～職場ごとの取得実績を定期的に比較掲載する。